

令和3年5月

事業主様
事務担当者様

西日本電気工事企業年金基金

事業主印の押印廃止について

平素は当基金の事業運営につきまして格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年12月25日に「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」が交付され、従来より押印が求められていた行政手続上の書類について押印義務が廃止されました。

これに伴い、当基金におきましても、押印を省略できる下記の書類につきましては、事務の効率化の観点から事業主印の押印を不要といたしましたのでお知らせいたします。（社会保険労務士記載欄の印も不要です。）

なお、これまでの旧様式は引き続きご使用いただけます。（押印がなくても受理いたします）

記

事業主印を廃止する書類

- ・ 加入者資格取得届
- ・ 加入者資格喪失届
- ・ 加入者氏名変更（訂正）届
- ・ 加入者関係事項訂正届
- ・ 事業所関係変更（訂正）届
- ・ 実施事業所全喪届
- ・ 給与改定届総括表
- ・ 給与改定訂正届